

～あなたも民商の共済会に～

会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2016/11/7

NO.197 村上市九日市 129-1

村上民主商工会

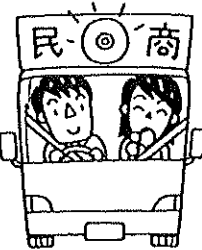
☎66-8110 FAX66-8126

税金の分割納入「換価の猶予」申請書を提出 税金や国保料の納付が困難な時は民商に相談を

法人のSさん（製造業）は仕事量が減少し、売上が激減する中で消費税30万円を期限までに納付できなくなっていました。Sさんは民商の「税金が期限までに納付できないときは『換価の猶予』を申請できる。『換価の猶予』が認められれば最高2年間の分割納付が認められ、延滞税も1/3になる」とのニュースを思い出し、民商に相談しました。事務所でいっしょに「換価の猶予」について勉強して、「換価の猶予申請書」を完成させ、添付書類とともに税務署に提出しました。税務署はすんなり受け取り、近日中に通知をするとのことでした。Sさんは「分割納付が認められれば消費税の納付の心配をしなくて、資金繰りが楽になる」と話しています。

商工新聞読者1名が増えました

「申告のことで聞きたいことがある」と民商へ相談に訪れた方は、申告が必要となり、提出書類を準備してもらい、申告書を作成、完成させました。「相談して良かった」と、早速税務署に提出しました。
税金・申告・滞納問題など、まわりに困っている方がおりましたら、民商を紹介してください。



商売への相談

マイナンバー

「番号記入なくとも不利益はない」
会員さん宅に第三者の民間業者から、マイナンバーを提出するようにと文書が郵送されてきました。「こんな書類が送られてきた。どうしたらよいのか？」と民商に相談がありました。マイナンバーは提出しなくとも、不利益や罰則はありません。

控除証明書等は大切に保管を！

生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などが届きはじめてきています。年末調整や確定申告に必要な証明書となりますので、紛失しないよう大切に保管しておいてください。

中小企業庁「消費税の転嫁拒否等に関する調査」が送付されてきたら...

「法人との取引がなければ提出不要」

個人事業者の一部に「消費税の転嫁拒否等に関する調査」が送付されています。
この書類は公正取引委員会・中小企業庁が調査しているもので、取引業者（株式会社等）の法人事業者）から消費税を価格に上乗せ（転嫁）することを拒否されている業者がいまいかどうかを調査するものです。
公正取引委員会が個人事業者について把握していないため、税務署が情報を提供し発送したものです。
法人との取引がない場合、（売上先が法人でない場合）は、提出不要です。
元請から消費税をもらえていない場合は、提出した方がよいです。提出しなくても罰則はありませんが、元請から消費税がもらえていなかった方が、この調査票を提出したことによって、消費税がもらえるようになったという方もいます。

大腸がん検診 申込み受付中！

今年も大腸がん検診を実施します。
昨年は32名が受診しました。
近年増え続ける大腸がんですが、早期発見で治りやすい病気でもあります。
全会員さん、ご家族の方、従業員さん、どなたでも受けられます。
健康で商売を続けるために、この機会に大腸がん検診を受けましょう。
お申込みは、民商事務所へ連絡していただくか、または集金時や新聞配布時に、お声かけください。

※詳しくは、別紙チラシをご覧ください。



12月の無料法律相談

日時 12月13日(火)午後1時30分から

弁護士 新潟中央法律事務所 足立定夫弁護士

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。

・無料法律相談は偶数月の開催です。

（11月はお休みです）

・緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。事務局まで連絡を。